

d 具体的内容

(a) 訓練と資格

訓練によって獲得すべき資格は能力重視のものであり、自分が取得したい資格取得に必要な技能が身についたことを示せたら、すぐに終了できる。

訓練生は、全国的に認定されているオーストラリア資格体系(AQF)を入手することができる。

事業主は雇っている被用者に対して、養成訓練への参加を勧奨することができる。そうして被用者が参加するオフJT訓練は、民・公の職業能力開発施設で実施されるが、これら施設も資格を発行し、認定資格として認められている。

訓練は、原則は事業所における職業訓練だけであるが、学校に通学しながらの養成訓練も存在する(パートタイムの通学と、パートタイムの(企業での)養成訓練の組み合わせ。この場合、ドイツの「デュアルシステム」に類似したものとなる。)

具体的な養成訓練期間は1~4年(技量が身に付いたことを示せたら、訓練期間終了前に終了できる)、職業資格は履歴証明I~ディプロマなどとなっている。

(b) 新養成訓練が行われる産業

州によって異なるが、自動車、建設、対事業所サービス、文化、娯楽、金融、食料、木材業、情報産業、地方自治体、食肉業、印刷、郵便、小売りなど多岐にわたって、職種は500以上あるとされる。

(c) 労働コスト助成

事業主は、新養成訓練生1人を採用するたびに、1,210豪ドル(約11万4千円)を国(新養成訓練センター)から受給できる(2003年1月1日現在)。

さらに給与支払税(payroll tax; 事業主が負担する給与税)の払戻し・減免措置もある(州によって異なる)。

(d) 利用状況

新養成訓練システムで訓練に従事する者は、2004年12月現在で38万2,400人に達した。2002年12月時点では29万5,000人であり、労働力人口の約2.1%に達し、これは、世界全体でも、オーストラリア、スイス、ドイツに続く4番目に高い数値と評価された^(註4)。

また、新養成訓練制度の導入以降、従前は15~24歳層が圧倒的多数を占めていた養成訓練参加者に、それ以外の年齢層の者が相当数参加するようになったことがわかる。

〈表1-73〉新養成訓練の実施状況の推移

(千人)		
年	男性	女性
1999	175.3	77.1
2000	193.9	91.2
2001	211.7	108.4
2002	235.3	130.0
2003	250.5	143.5
2004	247.4	135.0

資料出所 豪雇用職場関係省 “AUSTRALIAN JOBS 2005”

〈表1-74〉養成訓練の推移状況

(人、%)		
年	1996年3月	2002年3月
① 員数計	152,690	334,370
② 商業	125,210	128,490
③ 非商業	27,470	205,880
④ 15~24歳層	136,890	192,700
⑤ ④の①に占める割合	89.7	57.6

資料出所 New Apprenticeships Centre “New Apprenticeships Explained”

〈表1-75〉年齢階級別養成訓練生数の推移状況

(千人)		
年齢階級	1999年12月	2004年12月
19歳以下	90.7	114.9
20~24歳	81.4	102.8
25~44歳	61.6	116.2
45歳以上	18.8	48.5

資料出所 連邦雇用職場関係省 “AUSTRALIAN JOBS 2005”

5 困難な状況にある若者に対する施策

(1) 「相互義務」(mutual obligation[Initiative]; MOI。ミューチャルオブリゲーション。[若年者に対しての]義務付け)^(註5)

a 目的

相互義務は、(行政庁側が放置していると)長期失業者になるおそれのある者について、就労習慣を維持させ、コミュニティとの関係を改善させることで、そうした者の雇用される可能性を向上させることを目的に、一連の活動に参加してもらうことを促す制度である。

具体的には次のようなことを目的にしている。

- ・求職者にさまざまな活動を体験させることで、その後の(行政庁などによる)求職者に対しての雇用支援の効果を改善させる。
- ・求職者に係る雇用・教育／訓練成果を改善させて、求職者が社会福祉に依存する性向を減少させる。

b 対象者及び適用要件

次の要件を満たす者は、下記cのプログラムへの参加を義務づけられる。参加しない場合は受給している給付が制限される。

- ・18～49歳で、「新出発手当」(Newstart Allowance ; NSA。失業者に対して、政府から支払われる給付。21歳から年金支給開始年齢未満者の年齢制限等あり。)又は「若年者手当」(Youth Allowance ; YA。就職を目指して、現在修学中や、新養成訓練中などの若年者に対して、政府が支払う給付。①16～24歳で、就学中又は、フルタイムでの新養成訓練に参加していること、②16～20歳で、フルタイムの就労を求めていること、ワークフォーザドール(下記(2)参照)やボランティア活動などのなんらかの活動を行うことで、「活動状況認可」(approved activities)をセンターリンク(各種社会保障給付の窓口・申請・支給決定機関)から得ていること、などの要件がある。)を6か月以上受給している者。

c 具体的内容

パートタイム就労、ワークフォーザドール事業、ボランティアの仕事、グリーンコアの仕事、ジョブズパスウェーブプログラム、コミュニティの仕事体験、新養成訓練事業などの活動に参加すること。

これら活動のどれかに参加していると、求職者は「相互義務」を果たしていることになるが、これらに参加しない場合は「相互義務」を果たしていないことになり、各種給付の削減という制裁措置をもたらす。

(2) ワークフォーザドール(“Work for the Dole” ; WFD)

a 概要

ワークフォーザドールとは、失業者に対して、

- ① 就労の経験をさせ、

- ② 求職者自身に自信を付けさせ、人との付き合い能力を高め、(働く)動機を高め、

- ③ コミュニティにとって意義のある各種プロジェクトに貢献する、

などの機会を提供することを目的に実施されている。

就労体験の機会を付与することで、(国からの手当を受けている)求職者の被雇用可能性を増大させることをねらって連邦政府が出捐して推進している事業・制度ということができる。

各コミュニティ(地方自治体等)が、当該コミュニティの利益となる事業(プロジェクト、各種サービスの提供など)を実施する際に、失業者をそのプロジェクトに雇用する。

事業の中身は広範囲にわたっていて、歴史的遺産の保全、環境整備、(コミュニティによる)観光(案内)業、コミュニティのスポーツ活動、コミュニティの各種施設の修繕、保守などがある。

実施主体はコミュニティワークコーディネーター(CWC。後述e参照)である。

1997年当時、ハワード政権が、失業給付の受給者の滞留に対処するため、失業給付受給者に対し、受給継続のためにはパートタイム就労することを義務づける制度の導入を図り、1997年末に本制度のパイロット施行が始まり、1998年7月に本格開始して今日に至っている。

この事業に参加すると、参加者はミューチャルオブリゲーション(上記(1)参照)の義務を果たしたことになる。

b 対象者及び適用要件

次のいずれかの要件を満たす者は、他の方法により相互義務を果たさない場合には、本件プログラムへの参加を義務づけられる。参加しない場合は受給している給付が制限される。

- (a) 18～19歳で、12教育学年を終了していて、求職者として3か月以上「若年者手当」(YA)を満額受給している者

- (b) 18～39歳で、「若年者手当」(YA)又は「新出発手当」(NSA)を6か月以上受給していて、相互義務の義務を果たす手段として、ワークフォーザドールに参加

することを選んだ者

(c) 相互義務の義務を負っている18～39歳の求職者で、相互義務の指定する時点から6週間以内に、相互義務で規定する何らかの活動を始めることができなかった者

(d) 相互義務の義務を負っている40～49歳の者で、「新出発手当」(NSA)を6か月以上受給していて、相互義務の指定する時点から6週間以内に、相互義務で規定する何らかの活動を始められなかった者。こうした者は、コミュニティワークコーディネーターに相談して、ワークフォーザドールに参加するか、コミュニティの仕事に参加するか、どちらかを選択するよう指示される。

c 参加を要する期間・時間等

「若年者手当」(YA)又は「新出発手当」(NSA)を受給する18～49歳の求職者で、ワークフォーザドールにより相互義務を果たそうとする者は、年間最大で26週間、ワークフォーザドールに参加することを義務付けられる。

2002年7月からのワークフォーザドール参加(義務)者の求職者別態様は、次表のとおりとなっている。

〈表1-76〉ワークフォーザドール参加(義務)者の種類別態様

年齢階級・受給状況	義務とされる参加活動
「若年者手当」(YA)を満額受給する18～20歳の求職者	週12時間を26週(310時間)
「新出発手当」(NSA)を満額受給する21～39歳の求職者	週15時間を26週(390時間)
「新出発手当」(NSA)を満額受給する40～49歳の求職者	週12時間を13週又は週6時間を26週(150時間)
「新出発手当」(NSA)を満額／一部受給する50歳以上求職者及び他の参加(希望者) 【任意参加者】	任意に参加可能

資料出所 連邦家族・コミュニティ事業省ホームページ “Guide to Social Security Law”

d 支 援

ワークフォーザドール参加者は、2週間ごとに20.80豪ドル(≒2,000円)の追加金を受給できる。これは、現在何らかの給付を政府から得ている受給金額とは別に授与される。

e 管理運営主体

コミュニティワークコーディネーターである。国と契約を結び、ワークフォーザドール事業を行う。

事業主体は、非営利団体や、政府機関の金銭支援を受けた団体である。

f 利用状況^(注6)

豪州議会によれば、2004年5月時点で、1997年の制度開始以来、全国で1万7,538件のワークフォーザドールプロジェクトによって、28万5,639の求人が提供されたとされる。

(3) グリーンコア(Green Corps)

a 概 要

オーストラリア連邦政府が若年者を対象として実施・運営する若年者開発事業で、17～20歳の若年者に対して、環境(保全、自然保護・整備[絶滅危惧種やコアラの保護、動植物の生態調査等])・歴史関連(遺跡保護)の各種プロジェクトに参加させることで、訓練機会を与えようというものである。

この事業に参加すると、相互義務(上記(1)参照)の義務を果たしたことになる。

b 管理運営主体

グリーンコアは、連邦家族・コミュニティサービス省が主唱し、オーストラリア(環境)保護ボランティア信託(Australian Trust for Conservation Volunteers)が運営している。

各プロジェクトは州、地方自治体、各種 NPO で共同して行われることが多い(財政支援も含めて)。

c 具体的内容

(a) 内 容

訓練期間は26週間であり、プロジェクト活動に参加することで、職場経験を積むことができる。

参加するプロジェクトの内容に応じて、履歴証明 I、または II などが認定される。

(b) 利用状況

2003年6月末時点で、約1,700人が事業に参加して